

古賀市 育児休業代替任期付職員【一般事務】 募集要項

1. 試験日 隨時

2. 申込み受付 履歴書(任意様式、写真添付、連絡先記載)を郵送又は持参してください。
【宛先】〒811-3192 古賀市駅東1-1-1
古賀市役所人事秘書課人事係 宛て

3. 育児休業代替任期付職員について

地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号に基づく任期付職員のことです。職員が育児休業をする場合に、その職員の代替として採用します。任用期間は、育児休業取得者の育児休業期間(最長:子が3歳になるまで)満了までとしますが、任期は年度ごとに区切り、勤務成績に基づき更新します。

試験に合格された方は、「育児休業代替任期付職員 採用候補者名簿」に登載され、職員の育児休業取得が発生する際にお声掛けいたします。

4. 試験区分・主な仕事内容・任用期間・勤務形態・採用予定人数、受験資格

※育児休業代替任期付職員の採用試験です。

※採用予定人数は変更になる場合があります。

※年齢要件はありません。

※任期付職員は、一般職の地方公務員(古賀市職員)ですので、任期の定めのない常勤職員と同様に地方公務員法の適用を受けます。

※勤務する曜日等は、勤務時間関係等の条例・規則等の定めによります。

試験区分	主な仕事内容	任期	勤務形態	採用予定人数	受験資格
事務職員	一般的な行政事務	職員の育児休業取得期間	常勤	2人程度	・普通自動車が運転できる免許を有する人(AT限定可) ・基本的なパソコン操作(文書作成や表計算処理等)ができる人

(注1)地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の各号に該当する人は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人の
- ・古賀市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(注2)国籍は問いません。なお、日本国籍を有しない人の受験資格等については次のとおりです。

ア 受験資格…次のいずれかに該当する人

- ①出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定められている永住者
- ②日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定められている特別永住者

イ 採用後の担当業務等…公権力の行使に該当する業務に従事する職、又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

※公権力の行使に該当する業務とは

- ①市民の権利又は自由を一方的に規制することとなる業務 ②市民に義務又は負担を一方的に課すこととなる業務 ③市民に対し強制力をもって執行する業務
(例)市税の賦課・督促・滞納処分、生活保護の決定、都市計画等の決定及び立入調査等

※公の意思の形成への参画に携わる職とは

本市の「事案決裁規程」等に定める決裁の権限を有する職(ライン職)で課長職以上の職及び市の基本施策にかかわる企画・人事・財政運営など施策的判断の決定に携わる職が該当します。

5. 募集期間

採用予定人数が充足するまで

6. 採用候補者名簿について

「育児休業代替任期付職員 採用候補者名簿」の登載期間は、試験に合格した日から1年間となります。採用のお声掛けは、職員の育児休業取得が発生したときのため、名簿登載の期間中に業務が発生せず、採用の連絡を行わない場合もあります。また、名簿登載者が少なくなった場合は、新たに募集を行い、名簿登載者を補充する場合があります。

7. 給与

給与の目安は次の額です(令和7年4月現在の基準額を基にして算出した参考額です)。

試験区分	勤務形態	月額(地域手当含む)	年額(賞与含む)
事務職員	常勤	250,560 円程度	4,171,824 円程度

※採用から1年間の年額は、上表に達しない場合があります(初回賞与額算定にかかる在職期間が短いため)。

※このほかに通勤手当、時間外勤務手当等がそれぞれ条件に応じて支給されます。

※上表の額から、所得税・社会保険料等が控除されます。

8. 試験日時、試験内容及び試験会場

試験日時	試験種目	試験会場
随時	個人面接	古賀市役所

※履歴書に記載の連絡先まで、日程調整のご連絡をさせていただきます。

○試験会場:古賀市役所(古賀市駅東1-1-1) 試験当日連絡先:092-942-1121



【最寄りの交通機関】

○JR鹿児島本線 「古賀駅」東口から徒歩8分

○西鉄バス

「庄」バス停から徒歩8分
[急行]赤間・福岡線(都市高速・国道3号経由)

「古賀」バス停から徒歩15分
[26A]赤間・福岡線(都市高速・県道495号経由)

9. 合格発表

試験結果は、ご本人へ文書により通知します。

※電話による合否のお問い合わせはお断りします。

※受験資格がないこと、また、申込書類の記載事項を偽って記入したことが判明した場合は、合格・採用を取り消すことがあります。

※任期の定めのない職員の採用とは関係ありません。

【申込み・問合せ先】

古賀市役所 総務部 人事秘書課 人事係

〒811-3192 古賀市駅東1-1-1

電話 :(092)942-1121[人事秘書課直通]
Eメール:jinji@city.koga.fukuoka.jp